

最近の主な制度改正のあらまし

個人市民税・県民税

(1) 森林環境税の課税が開始されます

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、令和6年度から、個人住民税均等割と併せて、1人年額1,000円が課税されます。

※緊急防災・減災事業の財源確保のために制定された市民税・県民税引き上げ分(計1,000円)については、令和5年度で終了となりました。

<令和5年度まで>

個人住民税 均等割	県民税	1,900円/年
	市民税	3,500円/年
合計		5,400円/年

<令和6年度から>

森林環境税	国税	1,000円/年
個人住民税 均等割	県民税	1,400円/年
	市民税	3,000円/年
合計		5,400円/年

(2) 定額減税が実施されます

令和6年度の個人市民税・県民税において、定額減税が行われることとなりました。
市民税・県民税の所得割額から、それぞれ以下の額が控除されます。

定額減税額 A (1万円+1万円×人数 ^注)
注・控除対象配偶者又は扶養親族の数

県民税定額減税額 B 県民税所得割額 県民税所得割額+市民税所得割額
市民税定額減税額 C = A - B

※定額減税の対象となるのは、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の方です。
※上表**A**の「人数」に当たる「控除対象配偶者又は扶養親族」は、国内に住所を有する方に限られます。

定額減税の実施に伴い、令和6年度の各期・各月の個人市民税・県民税の額は、原則として、下表のとおりとなります

給与からの特別徴収	6月分は徴収されず、定率減税後の税額を7月～令和7年5月にかけて徴収
普通徴収	定額減税を第1期納付額から控除し、控除しきれない場合は第2期以降の納期で順次控除
公的年金からの特別徴収	10月分の徴収額から控除し、控除しきれない場合は①12月分～令和7年2月分、②8月分、6月分、4月分の順に順次控除

(問合せ先)
定額減税について：市民税課企画指導係(054-221-1558)